

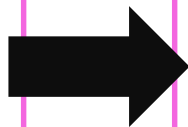


Startup VISA

“スタートアップビザ”を利用すれば、在留資格（経営・管理）の申請時の要件が緩和されます。これにより、外国人が日本で起業することが容易となります。

従来^の在留資格 申請時の要件

事務所の開設
+
常勤職員を2名以上雇用
or
資本金の額又は出資の総額500万円以上など



スタートアップビザ

左記の要件を6か月間又は1年間で満たす見込みなどを事業計画等で仙台市が確認

※要件は6か月後又は1年後の在留期間更新までに準備

スタートアップビザを利用すれば、上記のように要件を整えていなくても、**最長1年間の在留資格が認められ、仙台市内での起業活動が可能となります。**日本の文化や市場に触れながら起業活動ができるため、日本に適したビジネスを作ることができ、**起業リスクの軽減にもつながります。**

受付
場所

仙台市経済局スタートアップ支援課

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル 9F

※申請に際しては、予めスタートアップ支援課へご連絡ください。

受付
時間

9時00分～17時00分

※土日祝日・閉庁日除く

問合せ

仙台市経済局スタートアップ支援課

Tel.022-214-8278

Mail.sendai-startupvisa@city.sendai.jp

スタートアップビザの対象となる事業

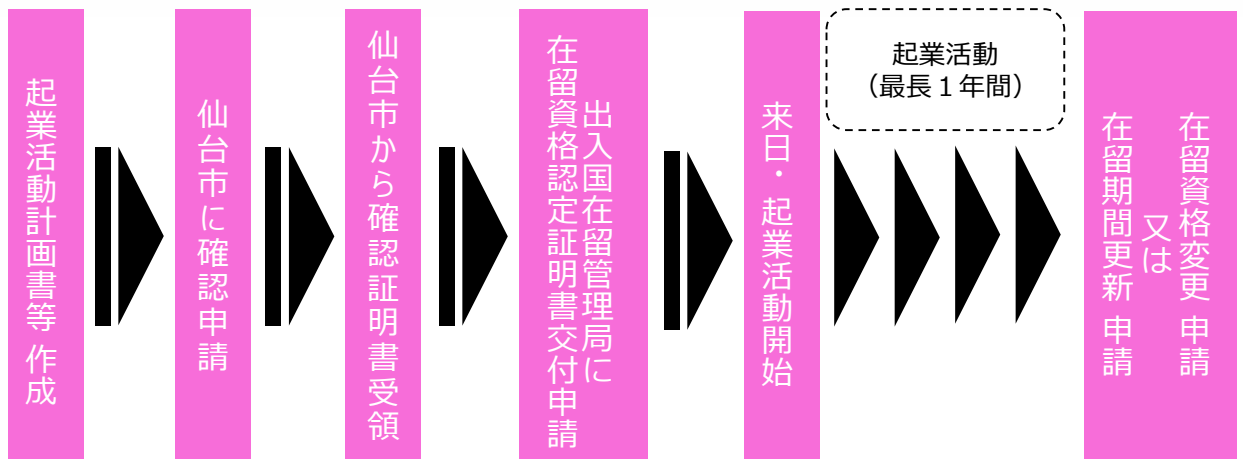
- 知識創造型産業：半導体関連、ソフトウェアの開発、コンテンツ制作、ロボット関連 等
- 健康・医療・福祉・教育関連産業：創薬ベンチャー、医療技術開発、再生医療、福祉用機器開発、語学等教育関連事業 等
- 環境・エネルギー、防災関連産業：クリーンエネルギー開発、次世代蓄電技術、防災に関連した製品・サービスの提供 等
- 貿易・観光関連産業：市内産品の海外販路開拓に資する事業、外国人観光客の誘致に関する事業 等

スタートアップビザの対象者

仙台市内で起業を目指す外国人の方。①または②のどちらかを利用できます。
詳細はWebページをご覧ください

- ① 国家戦略特区の特例措置（外国人創業活動促進事業）
 - ・在留資格「経営・管理」が得られます（在留期間は6か月間）。
 - ・留学を除いた他の在留資格で日本に在留している方は、原則として利用できません。
 - ・在留期間中は仙台市が起業活動の進捗状況を確認します（2か月に1回程度）。
 - ・URL： <https://www.city.sendai.jp/startup-sogyo/jigyosha/kezai/jigyosho/joho/startupvisa.html>
- ② 経済産業省認定事業（外国人起業活動促進事業）
 - ・在留資格「特定活動」が得られます（在留期間は途中更新により最長1年間）。
 - ・他の在留資格（留学など）で日本に在留している方も利用できます。
 - ・学歴又は職歴の条件があります。
 - ・在留期間中は仙台市が起業活動の進捗状況を確認します（1か月に1回程度）。
 - ・URL： <https://www.city.sendai.jp/startup-sogyo/jigyosha/kezai/jigyosho/joho/startupvisa-kigyo.html>

申請の流れ



起業に関する相談窓口

アシ☆スタ

起業活動を進める中で何かお困りごとがございましたら、仙台市起業支援センター“アシ☆スタ”へご相談ください。

生活に関する相談窓口

仙台多文化共生センター

生活に関することで何かお困りごとがございましたら、仙台多文化共生センターへご相談ください。